

総務省政策評価の結果の政策への反映状況（令和4年度公表分）

令和5年6月

1 事前評価

（1）研究開発を対象として評価を実施した政策

- No. 1 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発
- No. 2 安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発

（2）規制を対象として評価を実施した政策

- No. 1 消防活動阻害物質の追加
- No. 2 日英協定に基づく国外適合性評価事業の区分及び指定基準の追加
- No. 3 二酸化炭素消火設備に関する基準の見直し
- No. 4 基幹放送事業者の経営の選択肢増加に向けたマスメディア集中排除原則の緩和
- No. 5 複数の放送対象地域における放送番組の同一化
- No. 6 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用
- No. 7 放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備
- No. 8 一般信書便事業者における料金等の掲示方法の追加に係る書面掲示規制
- No. 9 電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務に関する規制
- No. 10 畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し
- No. 11 対象火気省令において規制する蓄電池設備の容量の変更及び固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離の制定
- No. 12 特定事業所に備えるべき防災資機材等の基準の代替措置

（3）租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

- No. 1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
- No. 2 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長
- No. 3 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
- No. 4 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
- No. 5 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
- No. 6 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長

2 事後評価

(1) 目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）

- No. 1 適正な行政管理の実施
- No. 2 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
- No. 3 電子自治体の推進
- No. 4 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- No. 5 情報通信技術高度利活用の推進
- No. 6 郵政行政の推進

(2) 規制を対象として評価を実施した政策

- No. 1 初期契約解除に伴いMVNOの利用者が支払うべき金額の追加
- No. 2 特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備
- No. 3 電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設
- No. 4 電気通信業務の休止及び廃止の際の周知に関する届出義務
- No. 5 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能の休止及び廃止の際の周知義務
- No. 6 電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大
- No. 7 媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入
- No. 8 実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

(3) 研究開発を対象として評価を実施した政策（完了後・終了時）

- No. 1 新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発
- No. 2 高ノイズ環境における周波数共用のための適応メディアアクセス制御に関する研究開発
- No. 3 移動物体高度認識レーダー基盤技術の研究開発

1 事前評価

(1) 研究開発を対象として評価を実施した政策（令和4年8月31日公表）

[＜評価書はこちら＞](#)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	<p>＜予算要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度予算概算要求で、「量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発」に必要な経費（25.8億円）を要求した。</p>
2	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	<p>＜予算要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度予算概算要求で、「安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発」に必要な経費10.0億円）を要求した。</p> <p>※本研究開発については、AI技術の競争力強化等のため令和4年度補正予算において前倒して必要な経費を要求した。</p>

(2) 規制を対象として評価を実施した政策（令和4年5月18日、令和4年7月12日、7月14日、12月22日、令和5年2月28日、3月6日、3月29日、3月31日公表）

[＜評価書はこちら＞](#)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消防活動阻害物質の追加（令和4年5月18日公表）	<p>＜制度改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令」が公布された（令和4年8月公布）。</p>
2	日英協定に基づく国外適合性評価事業の区分及び指定基準の追加（令和4年7月12日公表）	<p>＜制度改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令」等が公布された（令和4年10月公布）。</p>
3	二酸化炭素消火設備に関する基準の見直し（令和4年7月14日公表）	<p>＜制度改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「消防法施行令の一部を改正する政令」等が公布された（令和4年9月公布）。</p>
4	基幹放送事業者の経営の選択肢増加に向けたマスメディア集中排除原則の緩和（令和4年12月22日公表）	<p>＜制度改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令」が公布された（令和5年3月公布）。</p>
5	複数の放送対象地域における放送番組の同一化（令和5年2月28日公表）	<p>＜制度改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月提出）。</p>

6	複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用（令和5年2月28日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月提出）。</p>
7	放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備（令和5年2月28日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月提出）。</p>
8	一般信書便事業者における料金等の掲示方法の追加に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月提出）。</p>
9	電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務に関する規制（令和5年3月6日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月提出）。</p>
10	畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し（令和5年3月29日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布予定。</p>
11	対象火気省令において規制する蓄電池設備の容量の変更及び固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離の制定（令和5年3月29日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布予定。</p>
12	特定事業所に備えるべき防災資機材等の基準の代替措置（令和5年3月31日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令」等を公布予定。</p>

(3) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（令和4年8月31日公表）

[<評価書はこちら>](#)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和5年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p>

2	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の特別償却又は法人税額等 の特別控除（中小企業経営強化税制）の見 直し及び延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の 延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和5年度税制改 正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p>
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別 控除の拡充及び延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「試 験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税 制）の拡充及び延長」を要望し、対象を見直したうえで、令 和5年度税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p>
4	半島振興対策実施地域における工業用機 械等に係る割増償却制度の延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「半 島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却 制度の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和5年度 税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p>
5	離島振興対策実施地域における工業用機 械等に係る割増償却制度の延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「離 島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却 制度の延長」を要望し、対象を見直したうえで、令和5年度 税制改正大綱に所要の改正が盛り込まれた。</p>
6	奄美群島における工業用機械等に係る割 増償却制度の延長	<p><税制改正></p> <p>評価結果を踏まえ、令和5年度税制改正要望において「奄 美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長」を 要望し、対象を見直したうえで、令和5年度税制改正大綱に 所要の改正が盛り込まれた。</p>

2 事後評価

(1) 目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）（令和4年8月31日公表）

[<評価書はこちら>](#)

No.	政策の名称	政策評価 の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【主要な政策1】 適正な行政管理 の実施	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和5年度予算概算要求において、引き続き取組を継続す るため、所要の要求を行った。また、より効率的・効果的な 業務運営を行う観点から、要求額の精査・合理化に努めた（令 和5年度概算要求額：2.2億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表の測定指標については、以下のとおり変更を行 った。</p>

				<p>①指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、当該指標に係る業務が令和3年度にデジタル庁に移管されたことから、「各府省を通ずる業務に係る実態及びその改善・改革のニーズの把握並びに改善取組の推進の程度」を新たな指標として設定した。 ・測定指標4のうち行政不服審査制度については、行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告（令和4年1月）において、施策手段の効果を把握するために、施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施（令和5年度以降）を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表することとされていることを踏まえ、事前分析表においては、測定指標は設定しないこととし、今後必要に応じて評価を実施することとした。 ・測定指標5及び6については、開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求処理の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行っていくことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、当該取組を新たな指標として設定した。
2	<p>【主要な政策3】 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p>	目標達成	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和5年度予算概算要求において、測定指標に関連する事業である多様な広域連携の推進については、連携中枢都市圏をはじめとする多様な広域連携を進めていくとともに、広域連携の取組内容の深化を図るため、所要の要求を行った（令和5年度概算要求額:0.7億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表の測定指標等については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標8について、会計年度任用職員制度については、導入から3年目となり、概ね制度の趣旨に沿った運用が図られていると考えられることから、地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月からの円滑な実施に向け、「地方公務員の定年引上げに関する各地方公共団体の条例制定状況」を新たな指標として設定した。 <p>②指標を追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策手段「地方公共団体における給与制度・運用の適正化に資する取組の実施」について、アウトプット指標として「地方公共団体（全団体平均）のラスパイレス指数の状況」を追加した。

				<ul style="list-style-type: none"> ・施策手段「地方公共団体の人事評価制度が適正に活用されるため、活用の促進に必要な情報提供を実施」について、アウトプット指標として「地方公共団体の人事評価結果の活用状況」を追加した。 ③指標を削除したもの <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、モデル構築事業の取組が終了し、また既に目標を大幅に超過していることから、測定指標から削除した。 ・測定指標7については、目標を達成したため、測定指標から削除した。 ④達成手段を削除したもの <ul style="list-style-type: none"> ・事業の終了に伴い2事業を削除した。
3	<p>【主要な政策8】 電子自治体の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><業務体制の見直し> 業務を適正かつ効率に実施するための業務体制の見直しについて、検討していくこととした。</p> <p><事前分析表> 事前分析表における施策目標、施策手段及び測定指標等については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①施策目標及び施策手段を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、目標年度は令和4年度末までであるが、現時点で目標達成に向けて着実に進展していると評価できることや、「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日）の策定など、デジタル関連施策の状況に変化があったことなどを踏まえ、施策目標を「自治体の行政手続のオンライン化を実現すること」とし、施策手段を「地方公共団体へのフォローアップ調査・ヒアリング」に変更した。 <p>②指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、施策目標及び施策手段の変更に伴い、「地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き（31手続）」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率」に変更した。 <p>※31手続のうち、4手続（自動車保有関係）については、国が提供するワンストップサービスに含まれており、各市区町村がオンライン化を進める手続きではないため除外</p> <p>③達成手段を削除・追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に伴い1事業を削除し、1事業を追加した。

4	<p>【主要な政策9】 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>	<p>相当程度 進展あり</p>	<p>引き続き 推進</p>	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和5年度予算概算要求において、更なる情報通信技術の研究開発の推進に向けて、新規の研究開発に必要な経費を要求するとともに、継続して実施する事業については要求額の精査に努めた(令和5年度概算要求額:306.5億円+事項要求)。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標等については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、普及・実用化の目標が到来した研究開発の成果の状況をより適切に把握するため「研究開発成果の普及状況(追跡評価までに標準化又は実用化に至っていない課題及び目標時期までに成果が普及していない事業の数)」に変更した。 ・測定指標4については、情報通信技術の標準化提案のための規格の策定支援が、標準化に実際に寄与したかを定量的に把握するため、「標準化に寄与した提案件数」に変更した。 <p>②目標値を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1及び3については、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、引き続き一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて目標値を設定することとし、より効果的な測定ができるよう、単年度評価に変更した。 ・測定指標4については、国際標準化提案検討段階から策定に至るまでの期間を考慮し、過去5年の実績の平均値を用いて目標値を算出することに変更した。 <p>③達成手段を追加・削除したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に伴い7事業を追加し、終了に伴い3事業を削除した。
5	<p>【主要な政策10】 情報通信技術高度利活用の推進</p>	<p>相当程度 進展あり</p>	<p>引き続き 推進</p>	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和5年度予算概算要求において、日本の魅力を伝える放送コンテンツの制作及び海外への発信等に係る取組の支援、テレワーク導入率の維持向上を図るための支援事業や周知普及啓発、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けた支援を行うため、所要の要求を行った(令和5年度概算要求額:42.4億円)。</p>

				<p><事前分析表></p> <p>事前分析表における施策目標及び測定指標等については、以下のとおり変更を行った。</p> <p>①目標値を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、令和3年時点調査の結果を踏まえ、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として、令和4年度に目標値の必要な見直しの検討を行った。新たな目標値については、令和5年度夏までに策定する。 <p>②指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2については、動画配信サービスの伸長等によりコンテンツを取り巻く環境が大きく変化していることから、コンテンツを通じた他の産業・サービス分野への文化的影響力や経済的波及効果を含め、放送コンテンツの市場規模の拡大、地域産品・サービスの輸出拡大等への寄与を総合的に評価する指標として、コンテンツの影響力や発信力を表す市場での取引価格が反映される「海外売上高」に変更した（なお、行政事業レビューの結果及び予算編成における議論も踏まえ、より適切なアウトカム指標を引き続き検討中）。 <p>③指標を追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策手段「障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備」について、アウトプット指標として「デジタル活用支援推進事業における講習会の実施箇所数」を追加した。 <p>④指標を削除したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標5については、政府目標達成によりLアラート高度化システム整備の推進にかかる役割を終えたため、測定指標から削除した。 <p>⑤達成手段を追加・削除したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に伴い5事業を追加し、終了に伴い13事業を削除した。
6	【主要な政策15】 郵政行政の推進	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p>評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求></p> <p>令和5年度予算概算要求において、郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するモデルケースを創出し全国に展開するための経費、国際カンファレンス（各国の税関当局、郵便当局及び郵便事業者並びに関係の国際機関が参加）を日本でホストするために必要な経費などの所要の要求を行った（令和5年度概算要求額：9.1億円）。</p> <p><事前分析表></p> <p>事前分析表における測定指標等については、以下のとおり</p>

				<p>変更を行った。</p> <p>①指標を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、信書便事業者数の増加をより適切に把握するため、「信書便事業者数が対前年度末を上回ることに変更した。 ・測定指標8については、我が国の方針が反映されたことを数値的により明確に示すよう、「我が国の力点を置いた重要議案における我が国方針の達成率」に変更した。 <p>②目標値を変更したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標3については、目標を達成しているため、目標値を7割から9割に引き上げるとともに、「信書制度説明会の参加者数」及び「信書便制度に関する地方自治体における認知度」を新たに目標値として設定した。 <p>③達成手段を追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始に伴い2事業を追加した。
--	--	--	--	--

(注)【】中の政策番号は、「主要な政策に係る評価書（令和3年度実施政策）」を基に記載している。

(2) 規制を対象として評価を実施した政策（令和4年7月15日、9月29日、令和5年2月6日公表）

[＜評価書はこちら＞](#)

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	初期契約解除に伴いMVNOの利用者が支払うべき金額の追加（令和4年7月15日公表）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
2	特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備（令和4年7月15日公表）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
3	電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設（令和4年9月29日公表）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
4	電気通信業務の休止及び廃止の際の周知に関する届出義務（令和4年9月29日公表）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	＜引き続き推進＞ 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

5	第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能の休止及び廃止の際の周知義務(令和4年9月29日公表)	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
6	電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大(令和5年2月6日公表)	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
7	媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入(令和5年2月6日公表)	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
8	実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備(令和5年2月6日公表)	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

(3) 研究開発を対象として評価を実施した政策(完了後・終了時)(令和4年8月31日公表)

[<評価書はこちら>](#)

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	有効性、効率性等が認められる	評価結果を踏まえ、今後は受託者において本研究開発の成果を活用した製品の実用化を進めるとともに、国の後継プロジェクト等を活用してさらなる技術の発展を目指す。引き続き知財確保、標準化活動を推進することで、光ネットワーク分野における技術の国際的優位性を維持するとともに、これらについて追跡調査等でフォローアップしていく。なお、本政策は、当初の目的を達成して令和3年度に終了している。
2	高ノイズ環境における周波数共用のための適応メディアアクセス制御に関する研究開発	有効性、効率性等が認められる	評価結果を踏まえ、本研究開発で確立した技術の特徴を生かし、次世代型製造現場(スマート工場)対応FA(ファクトリー・オートメーション)システム市場での実用化を目指す。なお、本政策は、当初の目的を達成して令和3年度に終了している。

3	移動物体高度認識レーダー基盤技術の研究開発	有効性、効率性等が認められる	<p>評価結果を踏まえ、今後は、本研究開発で確立した技術を新たな無線システムとして実用化するため、引き続き、各事業者において、更なる技術開発を進めていくとともに、継続して国際標準化活動を推進していく。また、同周波数帯を使用する他の無線システム等との共用に係る検討を進めるなど、国内外における実用化に向けた積極的な取り組みを推進していく。なお、本政策は、当初の目的を達成して令和3年度に終了している。</p>
---	-----------------------	----------------	---